

総社市競争入札参加資格及び審査等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定並びに総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号。以下「契約規則」という。）第3条及び第6条第1項の規定に基づき、総社市が発注する建設工事の請負契約、測量、建設コンサルタント業務等の委託その他の契約における一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の時期、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 市内業者 総社市内に主たる事務所（本店等）を設けている業者をいう。
- (3) 準市内業者 総社市内に従たる事務所（支店等）を設けている業者で、次の要件を満たす者とする。
 - ア 総社市に法人設立申告をしていること。
 - イ 支店等において請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実態的な行為を行い、契約締結ができること。
 - ウ 支店等の建物外部又は入口ドア等に看板を設置し、独立した事務所として形態を整えていること。なお、併用住宅の場合には、必要に応じて実態を調査の上、総合的に判断する。
 - エ 支店等に営業活動等を行うことができる人的配置がされていること。
 - オ 支店等は常時連絡できる体制となっていること。
 - カ 支店等はイに掲げる事務等が執り行える器具、複写機、通信機器等が具備されていること。
- (4) 新規業者 第4条第3項に規定する有資格者名簿に初めて搭載された者及び当該年度の直近2年以上連続して有資格者名簿に登載されていなかった者のことをいう。

(資格審査の申請)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに、入札参加資格審査申請書に当該各号に定める必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約
 - ア 申請の受付時期
 - 市内業者、準市内業者 毎年3月1日から3月31日まで
 - 上記以外の業者 隔年（西暦奇数年）の3月1日から3月31日まで
 - イ 必要な書類
 - (ア) 入札参加資格審査申請書
 - (イ) 建設業許可証明書
 - (ウ) 商業登記簿謄本（個人においては身分証明書）
 - (エ) 営業所一覧表
 - (オ) 工事経歴書
 - (カ) 直前2年の各事業年度における工事施工金額
 - (キ) 技術職員名簿

- (ク) 資格審査申請書を提出した日前1年間に係る税の完納証明書（市内業者及び準市内業者は総社市税。その他の業者は国税及び岡山県税とする。）
 - (ケ) 建設業退職金共済組合加入証明書，中小企業退職金共済加入証明書又は特定退職金共済加入証明書
 - (コ) 経営事項審査結果通知書
 - (サ) 支店等に契約権限等を委任している場合はその委任状
 - (シ) その他市長が必要と認めるもの
- (2) 測量，建設コンサルタント業務等の委託の契約
- ア 申請の受付時期
 - 市内業者，準市内業者 毎年3月1日から3月31日まで
 - 上記以外の業者 隔年（西暦奇数年）の3月1日から3月31日まで
 - イ 必要な書類
 - (ア) 入札参加資格審査申請書
 - (イ) 業者の登録証明書
 - (ウ) 商業登記簿謄本（個人においては身分証明書）
 - (エ) 営業所一覧表
 - (オ) 業務の実績調書
 - (カ) 技術者経歴書
 - (キ) 資格審査申請書を提出した日前1年間に係る税の完納証明書（市内業者及び準市内業者は総社市税。その他の業者は国税及び岡山県税とする。）
 - (ク) 支店等に契約権限等を委任している場合はその委任状
 - (ケ) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長が特に必要があると認めるときは，前項各号に定める受付時期以外の期間にそれぞれ必要な書類を提出させることができる。

（資格審査の結果の通知及び資格の有効期間）

第4条 前条第1項の規定による申請のあったときは，申請の内容を審査し，資格の有無を決定し，申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により資格を有すると認められた者については，インターネット上の契約事務担当課のホームページに掲載して閲覧に供することにより公表するものとする。
- 3 有資格者に係る資格の有効期間は，次のとおりとする。
 - ア 市内業者，準市内業者
申請のあった日の属する年の7月1日から翌年の6月30日まで
 - イ 上記以外の業者
申請のあった日の属する年の7月1日から翌々年の6月30日まで

（変更の届出等）

第5条 第3条の規定による申請書の提出後に，次に掲げる事項に変更があったときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は受任者
- (3) 所在地，電話番号及びファクシミリ番号
- (4) 使用印鑑
- (5) 資本金
- (6) 組織
- (7) 許可又は登録の内容（更新を含む。）
- (8) 技術職員

2 市長は、前項の規定による届出により、又はその他の方法による事実認定により、必要があると認めるときは、前条の規定により定めた資格を変更することができる。

(建設工事の入札参加資格)

第6条 建設工事の競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれも備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた者はこの限りでない。

- (1) 法第3条の規定による許可を受けている者
- (2) 法第27条の23の規定による審査を受けている者
- (3) 契約規則第3条の規定による申請時において市税等を滞納していない者
- (4) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入している者(加入義務がない者を除く。)

(新規業者の指名競争入札への参加)

第7条 新規業者の指名競争入札への参加は、第4条第3項に規定する有資格者名簿に登録されてから2年経過後とする。ただし、市内業者については、工事成績、施工能力など総合的に優れていると認められる場合に限り、その期間を1年に短縮することができる。

(競争入札に参加する者の資格審査)

第8条 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者については、第3条の規定により申請した者のうちから、別表1のとおりA、B、C、D及びEの5等級に区分し、併せて同一等級内における法第27条の23の規定による経営事項審査に基づき算定された法第27条の29第1項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)により順位を定めるものとする。

(建設工事の発注基準等)

第9条 競争入札(建設工事の請負に係るものに限る。以下この条において同じ。)における建設業者に対する各等級別の発注の基準となる金額は、別表1のとおりとする。

- 2 指名競争入札における建設業者の選定は、原則として格付けされた建設業者の中から別表1の等級区分に従い行うものとする。
- 3 次に掲げる工事については、前項の規定によらないことができるものとする。
 - (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
 - (2) 災害時における応急復旧工事
 - (3) その他市長が特殊な事情があると認める工事
- 4 指名業者数の基準は別表2のとおりとする。ただし、特殊建設工事又は特別の事由のある場合はこの限りでない。

(指名選定の留意事項)

第10条 建設工事の指名競争入札における指名は、当該工事の設計金額に相応する者の中から、次に掲げる事項について総社市指名選定及び契約審査委員会(総社市指名選定及び契約審査委員会規程(平成28年総社市訓令第3号)第1条に規定する総社市指名選定及び契約審査委員会をいう。)の審査を経たうえで行うものとする。

- (1) 経営能力及び不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 工事成績
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 技術者の状況
- (5) その工事に対する地理的条件
- (6) その工事の施工についての技術的適性

- (7) 安全管理の状況
 - (8) 労働管理の状況
 - (9) 市内産業の振興
- 2 建設工事の遂行上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず指名することができる。

(随意契約)

第11条 第6条及び前条の規定は、建設工事の随意契約における相手方の選定について準用する。

- 2 新規業者の随意契約における選定は、市内業者については有資格者名簿に登録されてから6ヶ月経過後、市内以外は9ヶ月経過後とする。

(建設工事以外の競争入札参加資格等)

第12条 測量、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格等については、建設工事の競争入札参加資格等の規定を準用する。

(その他)

第13条 この要領に定めることのほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年10月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の実施に際し、現に総社市建設工事競争入札参加資格等に関する要領(以下「旧要領」という。)に基づき入札参加資格を有すると認められる者については、平成19年6月30日までの間に限り、第7条の規定による総合評定値による格付けについては、旧要領に基づき申請のあった総合評定値により格付けするものとする。

(旧要領の廃止)

- 3 総社市建設工事競争入札参加資格等に関する要領(平成17年3月22日)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第7条及び第11条の規定は、平成27年7月1日から施行する。

- 2 この要領施行の際、現に有資格者名簿に登載されている者の資格要件については、施行日から平成27年6月30日までの間は従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年1月23日から施行する。

- 2 この要領施行の際、現に有資格者名簿に登載されている者の資格要件については、施行日から平成29年6月30日までの間は従前の例による。

別表1

1 土木工事等（建築工事以外の工事）		
等級	審査点数	工事設計金額（税込）
A	800点以上	3,000万円以上
B	750点以上 800点未満	2,000万円以上 3,000万円未満
C	700点以上 750点未満	1,000万円以上 2,000万円未満
D	600点以上 700点未満	500万円以上 1,000万円未満
E	600点未満	500万円未満
2 建築工事		
等級	審査点数	工事設計金額（税込）
A	800点以上	1億円以上
B	750点以上 800点未満	3,000万円以上 1億円未満
C	700点以上 750点未満	1,000万円以上 3,000万円未満
D	600点以上 700点未満	500万円以上 1,000万円未満
E	600点未満	500万円未満

別表2

工事設計金額（税込）	指名業者数
3,000万円以上	8者以上
2,000万円以上 3,000万円未満	7者以上
1,000万円以上 2,000万円未満	6者以上
500万円以上 1,000万円未満	5者以上
500万円未満	4者以上